

財政局リノベーション・プロジェクト設置要綱

(設置)

第1条 日常の身近な業務から見つめ直し、過去の前例にとらわれることなく、局業務のあり方や考え方について、市民の立場に立って、一から検討することにより、業務改善、職員の意識改革及び人材育成を図ることを目的とし、財政局リノベーション・プロジェクト（以下「リノベーション・プロジェクト」という。）を置く。

(組織)

第2条 リノベーション・プロジェクトは、財政局財務部・税務部職員で構成する。

(検討対象)

第3条 リノベーション・プロジェクトは過去の市民からの意見・要望に対する回答などについて検討し、財政局内の課題、施策の企画案や執行方法等の改善策について調査及び検討を行う。

(報告)

第4条 調査及び検討の結果は、リノベーション・プロジェクトより所属に報告する。

2 報告を受けた所属は、報告内容について関係部署と協議及び調整を行い、実施可能なことから実行し、職場の改善を図る。

(庶務)

第5条 リノベーション・プロジェクトの事務局は、財務部財務課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、リノベーション・プロジェクトの運営に関し必要な事項は財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。